

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7	
											内容	実施時期		
313	尾山台中学校	尾山台3-27-23	中学校	⑭棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.11	CT・SD	0.85	Ⅲ		
				⑱棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.08	CT・SD	0.83	Ⅲ		
318	砧南中学校	鎌田3-13-20	中学校	①棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.08	CT・SD	0.62	Ⅲ		
				②棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.04	CT・SD	0.62	Ⅲ		
				③棟 1～2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.19	CT・SD	0.91	Ⅲ		
317	上祖師谷中学校	上祖師谷7-10-1	中学校	①棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.07	CT・SD	0.50	Ⅲ		
314	用賀中学校	上用賀5-15-1	中学校	②棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.05	CT・SD	0.94	Ⅲ		
				⑮棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.01	CT・SD	0.76	Ⅲ		
				⑳棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.32	CT・SD	0.81	Ⅲ		

- ※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。
- ※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。
- Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7	
											内容	実施時期		
305	北沢中学校	北沢5-12-3	中学校	⑥棟 1～4階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.01	CT・SD	0.72	Ⅲ			
				⑦棟 1～3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.04	CT・SD	0.77	Ⅲ			
				⑧棟 1～2階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.34	CT・SD	0.40	Ⅲ			
				③棟 1～3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.57	CT・SD	0.49	Ⅲ			
319	喜多見中学校	喜多見4-20-1	中学校	①棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.42	CT・SD	0.87	Ⅲ			
				③棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.35	CT・SD	0.96	Ⅲ			
				②棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.03	CT・SD	0.79	Ⅲ			
304	駒沢中学校	駒沢2-39-25	中学校	⑩棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.43	Ⅲ			
				⑪棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.50	CTU・SD	0.88	Ⅲ			
				⑥棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.08	CTU・SD	0.81	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7	
											内容	実施時期		
306	緑丘中学校	桜上水3-19-12	中学校	㉓棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.40	CT・SD	0.84	Ⅲ			
				⑤棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.02	CT・SD	0.77	Ⅲ			
				㉑棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.01	CT・SD	0.79	Ⅲ			
				㉒棟 1～2階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第3次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.17	CT・SD	0.34	Ⅲ			
303	松沢中学校	桜上水4-5-2	中学校	①棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.81	Ⅲ			
				②棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.04	CTU・SD	0.80	Ⅲ			
				③棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)	IS/ISO	1.10	CTU・SD	0.87	Ⅲ			
307	駒留中学校	下馬4-18-1	中学校	①-1,2棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.00	CT・SD	0.76	Ⅲ			
				③棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)	IS/ISO	1.53	CT・SD	0.92	Ⅲ			
				⑬棟 1～3階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)	IS/ISO	1.21	CT・SD	0.88	Ⅲ			

※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。

※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。

※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない塔屋の値は除く。)を記載している。

※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。

※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。

Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。

Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。

Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。

※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震

いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。

※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。

※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7	
											内容	実施時期		
315	砧中学校	成城1-10-1	中学校	①棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		IS/ISO	1.05	CTU・SD	0.91	Ⅲ		
				③棟 1～3階	7	「屋内運動場等の耐震性能診断基準」		IS/ISO	1.40	CTU・SD	1.50	Ⅲ		
				⑤棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		IS/ISO	1.01	CTU・SD	0.65	Ⅲ		
312	瀬田中学校	瀬田2-17-1	中学校	⑥棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		IS/ISO	1.03	CTU・SD	0.67	Ⅲ		
				⑯棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		IS/ISO	1.44	CTU・SD	0.48	Ⅲ		
				⑰棟 1～2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		IS/ISO	1.63	CTU・SD	0.60	Ⅲ		
309	富士中学校	代沢1-23-17	中学校	⑤棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.03	CT・SD	0.78	Ⅲ		
				⑳棟 1～3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.04	CT・SD	0.78	Ⅲ		
320	三宿中学校	太子堂1-3-43	中学校	①棟 1～4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.01	CT・SD	0.81	Ⅲ		
		太子堂1-3-43		②棟 1～4階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(1990年版)		IS/ISO	1.05	CT・SD	0.34	Ⅲ		

- ※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。
- ※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。
- Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称		構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7	
											内容	実施時期		
301	太子堂中学校	太子堂3-27-17	中学校	④棟 1~4階	5-2	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.01	CT・SD	0.79	Ⅲ		
302				⑦棟 地下1~3階	5-6	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄骨鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2009年版)/(鉄骨が充腹材の場合)		IS/ISO	1.45	CTU・SD	0.39	Ⅲ		
316	千歳中学校	千歳台6-15-1	中学校	⑯棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.07	CT・SD	0.84	Ⅲ		
				⑳棟 1~4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.28	CT・SD	0.98	Ⅲ		
				㉑棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.09	CT・SD	0.83	Ⅲ		
310	弦巻中学校	弦巻1-42-22	中学校	①-1,2,3棟 1~4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		IS/ISO	1.03	CTU・SD	0.77	Ⅲ		
				①-4棟 1階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)		IS/ISO	1.12	CTU・SD	0.84	Ⅲ		
311	八幡中学校	等々力6-4-1	中学校	㉒棟 1~2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.42	CT・SD	0.90	Ⅲ		
				㉑棟 1~3階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2017年版)		IS/ISO	1.09	CT・SD	0.86	Ⅲ		

- ※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。
- ※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。
- Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。

要緊急安全確認大規模建築物の耐震診断結果の公表・・・(幼稚園又は小学校等)(区立)

・建築物の耐震改修の促進に関する法律附則第3条第3項において準用する同法第9条の規定に基づき、耐震診断の結果を公表します。

[平成30年3月29日公表]
[令和6年7月31日更新]

No.	建築物の名称	建築物の位置 ※1	建築物の用途 ※2	耐震診断の方法の名称				構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性の評価結果 ※3、4				安全性の評価 ※4、5 (Ⅰ、Ⅱ、Ⅲ)	耐震改修等の予定 ※6		備考 ※7		
													内容	実施時期			
308	梅丘中学校	松原6-5-11	中学校	①棟 1~4階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)				IS/ISO	1.01	CTU・SD	0.78	Ⅲ			
				⑧棟 1~2階	5-3	一般財団法人日本建築防災協会による「既存鉄筋コンクリート造建築物の耐震診断基準」に定める「第2次診断法」(2001年版)				IS/ISO	1.00	CTU・SD	0.78	Ⅲ			

- ※1 建築物の位置については、報告された地名地番又は住宅表示のいずれかで記載して。
- ※2 建築物の用途については、要緊急安全確認大規模建築物の要件(建築物の耐震改修の促進に関する法律施行令附則第2条)に定める用途(同施行令第8条第1項第1号から第19条)に該当する主な用途を記載している。
- ※3 地震に対する安全性の評価の結果については、建築物の各階・各方向の最小の値(ただし、階数に含まれない搭屋の値は除く。)を記載している。
- ※4 建築物の安全性の評価に用いる係数(Z、Rt、G、U)は備考欄に記載がない場合は1.0である。なお、1.0以外の場合は、建築物の所有者から報告された数値を備考欄に記載している。
- ※5 構造耐力上主要な部分の地震に対する安全性については、建築物の所有者から報告された耐震診断の結果を平成27年12月11日国住指第3435号別表に当てはめたものである。
- Ⅰ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が高い。
- Ⅱ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性がある。
- Ⅲ. 大規模の地震※の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い。
- ※ 震度6強から7に達する程度の大規模の地震
- いずれの区分に該当する場合であっても、違法に建築されたものや劣化が放置されたものでない限りは、震度5強程度の中規模地震に対して損傷が生じるおそれは少なく、倒壊するおそれはないとされている。
- ※6 耐震改修等の予定は、具体的な実施時期が報告された場合のみ記載している。
- ※7 所有者が耐震改修実施済であることの公表を希望する場合、備考に記載している。